

## 建築基準法による指定確認検査機関及び 指定構造計算適合性判定機関の処分の公表基準

29 都市建企第 170 号  
平成 29 年 5 月 19 日

東京都知事が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 30 第 1 項及び法第 77 条の 35 第 1 項及び第 2 項並びに法第 77 条の 35 の 16 第 1 項及び法第 77 条の 35 の 19 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関（以下「各機関」という。）に対して行う処分等の公表の基準について、以下の通り定める。

### 1 公表の対象となる処分等

次の処分等を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 法第 77 条の 35 第 1 項及び第 2 項並びに法第 77 条の 35 の 19 第 1 項及び第 2 項の規定による指定の取消し
- (2) 法第 77 条の 35 第 2 項並びに法第 77 条の 35 の 19 第 2 項の規定による業務停止命令
- (3) 法第 77 条の 30 第 1 項並びに法第 77 条の 35 の 16 第 1 項の規定による監督命令

### 2 公表時期及び公表方法

- (1) 法第 77 条の 30 第 2 項及び法第 77 条の 35 第 3 項並びに法第 77 条の 35 の 16 第 2 項及び法第 77 条の 35 の 19 第 3 項に規定されている公示は、東京都公報で行うものとする。
- (2) 前項で定める公示とは別に、各機関の処分等については、東京都のホームページに登載する。

### 3 公表する内容

東京都のホームページに登載する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分（命令）をした年月日
- (2) 当該機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあっては代表者の氏名
- (3) 処分（命令）の内容
- (4) 処分（命令）の原因となった事実

#### **4 公表する期間**

東京都のホームページに登載する期間は、登載日から5年間とする。

#### **5 その他**

その他必要な事項については別途定める。

#### **附 則**

この基準は、平成29年5月19日から施行する。